相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市中央区宮本通六丁目七番、最後の住所神戸市中央区宮本通六丁目七番九号

被相続人　亡　宮本　修

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月十五日

神戸市中央区三宮町二丁目一一一センタープラザ西館五〇一号室　神戸中央法律事務所

相続財産管理人　弁護士　森　有美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県南あわじ市志知四六七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　河西　俊彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月十五日

兵庫県洲本市山手三丁目五番二〇号

相続財産管理人　司法書士　壽圓　久範

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県三好市池田町州津坂口一五一三番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　大上　博茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月十五日

徳島県三好市池田町川崎上ノ山九〇番地一

相続財産管理人　内田　正和

無縁墳墓等改葬公告

適正な霊園管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十三年七月十五日

一　墳墓等所在地　静岡県駿東郡小山町大御神八八八番地の二

墳墓等の名称　冨士霊園

一　墳墓等の名称　冨士霊園

八区一号二一八五番　山本家、三区三号〇九三二番　井尻家、八区二号二七七七番　鈴木家、一区二号〇四〇二番　田中家

一　死亡者の本籍及び氏名　各死亡者の本籍は不詳　八区一号二一八五番　山本久子、山本臣夫　三区三号〇九三二番　井尻ツタヱ　八区二号二七七七番　鈴木きん、鈴木宣道、鈴木卯三郎、鈴木達夫　一区二号〇四〇二番　田中廣、田中綾子

一　改葬を行おうとする者　静岡県駿東郡小山町大御神八八八番地の二　財団法人冨士霊園

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第一号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　タウンハウス株式会社　タウンハウス株式会社　東京都豊島区高松一丁目一一番一五号西池袋ＭＴビル九Ｆ

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十三年七月十五日

東京都豊島区高松一丁目一一番一五号西池袋ＭＴビル九Ｆ　タウンハウス株式会社

代表取締役　髙橋　隆

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することと致しましたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年七月十五日

大阪市西区新町二丁目一三番三号

株式会社大阪西トラック会館

代表取締役　北村徳太郎

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所	株式の種類及び数	株券の番号
株式会社川口海運　大阪市西区川口二―五―一六	普通株式　八〇株	無
丸一陸運株式会社　大阪市西区千代崎二―七―六	普通株式　三三三株	無
株式会社新光運輸商会　大阪府豊中市熊野四―一―三四	普通株式　二四二株	無
有限会社立花運送店　大阪府東大阪市菱江三―六―九	普通株式　四〇五株	無

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 23 年 7 月 15 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①共同倉庫株式会社　②東京都知事(2)81278　③代表取締役　中野晃男　④東京都千代田区丸の内三丁目３番１号　⑤1500万円　⑥東京都知事　⑦東京都千代田区丸の内三丁目３番１号　共同倉庫株式会社　代表取締役　中野晃男

①大東建託株式会社　②国土交通大臣(7)3293　③代表取締役　三鍋伊佐雄　④東京都港区港南二丁目16番１号　廃止した従たる事務所　静岡県掛川市三俣1376―１サンパーストM102　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区港南二丁目16番１号　大東建託株式会社　代表取締役　三鍋伊佐雄

①株式会社リアース　②東京都知事(2)81788　③代表取締役　井出信子　④東京都大田区田園調布五丁目２番４号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都大田区田園調布五丁目２番４号　株式会社リアース　代表取締役　井出信子